

令和7年度 第24回庁議要旨

日時：令和8年3月30日（月）

午前9時30分～午前10時

会場：庁議室

[審議事項]

1 地域防災計画に地区防災計画を定める手続きについて（危機管理部）

東日本大震災等の災害において、公助の限界とともに、自助・共助の重要性が広く認識されたことを受けて、住民や企業が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が、平成26年4月施行の災害対策基本法の改正により創設された。地区の住民や事業者によって作成された地区防災計画の素案については、防災会議に対して提案を行い、その提案を受けて、防災会議が地域防災計画に定めることができるとされている。

本市においても、地区防災力の向上及び減災を図ることを目的に、各地区において、起こり得る災害や特性に応じた地区防災計画の策定を推進しており、今後、各地区において、地区防災計画の素案が策定されることが見込まれている。

各地区で作成された地区防災計画の素案を地域防災計画に定めるための手続きの流れ等を整備するもの。

(1) 主な内容

【地区防災計画が地域防災計画に定められるまでの流れ】

- ア 地区における計画の策定（住民の同意）
- イ 庶務担当課（危機対策課）に地区防災計画素案を提出 ⇒ 不備があれば修正
- ウ 地区防災計画素案を受付
- エ 事前審査会による審査 ⇒ 不備があれば修正
- オ 防災会議における審査 ⇒ 地域防災計画に定める要否を判断。認められない場合は、地区独自の計画として策定（もしくは修正案を改めて提案する）

【地区防災計画を提案する者】

- ・本市の地区内に住所を有する者で組織された町内会、行政区、協議会及び自主防災組織等
- ・該当する地区内に事務所を有する事業者
- ・防災会議会長が適当と認める者

【計画提案の内容】

- ・地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組で、平常時、災害発生時別に組織体制、活動方法等を具体的に定めた内容であること。
- ・石巻市地域防災計画に抵触しない内容であること。

【事前審査内容】

- ・計画提案の内容及び活動主体
- ・石巻市地域防災計画との整合
- ・その他必要と認める事項

【事前審査会の構成員】

危機管理部長（会長）、危機管理部危機管理監、危機管理部次長、保健福祉部次長、危機管理部

危機対策課長、保健福祉部保健福祉総務課長、関係部課職員、危機管理部長が必要と認める者

(2) 今後の予定

令和8年4月 地区防災計画の提案に関する要綱の制定（施行予定年月日：令和8年4月1日）

2 結婚新生活支援事業補助金の見直しについて（復興企画部）

本市では、令和4年度より、経済的な理由で結婚に踏み出せない男女を後押しすることを目的に、市内で新生活を開始する新婚世帯に対し、結婚新生活支援事業補助金としてスタートアップに係る費用（住宅取得費用、家賃、引越費用等）を補助している。

本補助金は、財源として、地域少子化対策重点推進交付金を活用しているところであるが、子ども家庭庁から令和8年度の交付要件の変更が示され、補助金の効果を高めることを目的としてライフデザイン支援講座の受講等の要件が加えられた。当該要件を満たさない場合は交付金の対象とならないことから、本市における要綱について所要の見直しを行う必要がある。

引き続き地域少子化対策重点推進交付金を活用するため、国の交付要件に合わせて、本市においても結婚新生活支援事業補助金の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

交付対象者の要件に下記内容を追加する。

【追加となる要件】

県が制作予定の動画又は市が実施する次のいずれかの講座を夫婦ともに受講（視聴）すること。

※④は夫のみの受講で要件を満たしたとみなす

①ライフデザイン支援講座、②プレコンセプションケアに関する講習、③医療機関への妊娠・出産に係る相談、④共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部改正
（施行予定年月日：令和8年4月1日）

3 石巻市移住支援金及び石巻市地方就職学生支援金の見直しについて（復興企画部）

国は、東京への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的とした地方公共団体の取組を支援しており、本市においては、宮城県及び県内全市町村の連名で本取組に係る地域再生計画（移住支援・マッチング支援・地方就職学生支援・起業支援計画）について内閣総理大臣の認定を受け、「移住支援事業」は令和元年9月から、「地方就職学生支援事業」は、令和7年8月から実施している。

今般、国において令和8年度からの制度内容の見直しが行われ、これを受けて宮城県においても実施要領の一部改正が行われたことから、本市における要綱についても所要の見直しを行う必要がある。

国制度及び県実施要領の改正内容との整合を図るため、石巻市移住支援金及び石巻市地方就職学生支援金について必要な見直しを行うもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市移住支援金の見直し

テレワーク要件（個人事業主）の申請について、移住前の業務を継続して行っていることを確認するため、申請時に提出を求める書類を追加する。

変更後	変更前
【提出書類】 就業時間の申告書（石巻市移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）（様式第4号）のほか、次の書類の提出を求める。 (1) 業務委託契約書等テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類 (2) 開業届の写し (3) 申請前3か月間においてテレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（確定申告書の写しで代替可）	【提出書類】 就業時間の申告書（石巻市移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）（様式第4号）

イ 石巻市地方就職学生支援金の見直し

返還制度における返還対象者について、要件を見直す。

変更後	変更前
【全額返還】 ①偽りその他不正の手段により交付を受けた場合 ②申請日から1年以内に内定企業へ就業しなかった場合 ③申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合 ④就業開始日から1年以内に当該就業先を辞めた場合 ⑤ <u>転入日から1年未満で転出した場合</u>	【全額返還】 ①偽りその他不正の手段により交付を受けた場合 ②申請日から1年以内に内定企業へ就業しなかった場合 ③申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合 ④就業開始日から1年以内に当該就業先を辞めた場合 ⑤ <u>転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で転出した場合</u> 【半額返還】 ⑥ <u>転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に転出した場合</u>

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市移住支援金交付要綱及び石巻市地方就職学生支援金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

4 石巻市地域おこし協力隊員等に対する支援内容の見直しについて（復興企画部）

国は、地方への人の流れを創出・拡大するため、地域おこし協力隊の隊員数を令和8年度までに10,000人とする目標を掲げ、これまで、制度運用の柔軟化や任期終了後の起業・事業承継支援の強化及び特別交付税措置の拡充を進めてきた結果、全国の隊員数は令和6年度末時点で7,910人となっており、本市においては、これまで28名を委嘱し、退任した16名のうち、13名が市内での就労又は定住につながっている。

令和8年3月5日付けで総務省から地域おこし協力隊推進要綱の一部改正について通知があり、令和8年度から起業・事業承継に係る特例措置が示された。

隊員の任期終了後の定住・定着を促進するとともに、地場産業の担い手確保及び地域産業の振興を図

るため、隊員に対する支援内容を見直すもの。

(1) 主な内容

ア 地場産業等に係る起業・事業承継を行う場合の隊員期間の延長

地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、任期について最長3年のところ、さらに最長2年まで延長することができる。

イ 起業・事業承継に要する経費の対象期間及び対象経費の拡充並びに補助金額の増額

地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費について、対象期間を1年から2年に拡充するとともに、対象経費の範囲を拡充する。

また、新たな雇用の創出等の要件を満たす場合の補助金額について、上限額を100万円から200万円に引き上げる。

雇用創出等の要件

起業の場合 1人以上の新規雇用

事業承継の場合 雇用数の維持

対象経費

- ・設備費、備品費、土地・建物賃借費
- ・法人登記に要する経費
- ・知的財産登録に要する経費
- ・マーケティングに要する経費
- ・技術指導受入れに要する経費
- ・経営改善に向けた専門人材の活用に要する経費（新規追加）
- ・新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に要する経費（新規追加）
- ・従業員の育成・能力開発に要する経費（新規追加） 等

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市地域おこし協力隊設置要綱及び石巻市地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱の改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

5 株式会社コバルトレーとのスポーツ交流活動等に関する協定の締結について（市民生活部）

株式会社コバルトレーは、石巻圏域を拠点とした東北社会人サッカーリーグ所属のクラブチームである「コバルトレー女川」を運営しており、東日本大震災からの復興を象徴する存在として、地域に根差した活動を展開している。

また、市内開成地区に「コバルトレートレーニングパーク」が整備され、子どもたちの練習拠点として日常的に活用されているほか、女川スタジアム完成以前には、セイホクパーク石巻を会場として公式戦が開催されるなど、これまで継続的な関係性を築いてきた経緯がある。

このたび、本市との協定締結について同社より申出があったことから、連携事項及び具体的な取組内容について協議を行ってきた。

協議が調ったことから、緊密な連携と協力のもと、スポーツ振興をはじめ、スポーツを通じた健康増進や青少年の健全育成の推進、さらには地域活性化を図ることを目的として、同社とスポーツ交流活動

等に関する協定を締結するもの。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① スポーツ振興に関すること
- ② スポーツを通じた健康増進に関すること
- ③ スポーツを通じた青少年の健全育成に関すること
- ④ その他目的を達成するために必要な事業に関すること

イ 協定締結期間

協定締結の日から令和9年3月31日までとする。(1年ごとに自動更新)

(2) 今後の予定

令和8年4月 協定締結予定

[報告事項]

1 庁議のデジタル化の実施に伴う様式の見直しについて（復興企画部）

市の重要施策を審議し、市長の意思決定を補完するとともに、庁内の総合調整を行う庁議については、これまで紙の資料を用いた対面による会議が行われてきたところであるが、令和7年2月に策定された石巻市DX推進計画の取組事項に「庁議のデジタル化」が位置付けられたことを踏まえ、令和8年4月から総合支所長の庁議幹事会へのオンライン出席が、8月からタブレット端末を利用した資料のペーパーレス化の実施が予定されており、資料等の様式についてもデジタル化に対応した見直しの必要が生じている。

庁議のデジタル化の実施に伴い、資料等の様式の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

ア 庁議提案資料の様式の見直し

タブレット等での閲覧に適した視認性の高い様式に見直すもの。

イ 庁議要旨掲載内容の見直し

庁議提案資料から抜粋していた掲載内容を、審議の結果を掲載する形式に見直すもの。

(2) 今後の予定

令和8年4月 令和8年度第1回庁議（庁議幹事会）から新様式使用開始

2 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業の作成について（復興企画部）

都道府県・市町村において、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができるとされており、本市においても令和3年3月に石巻市国土強靱化計画を策定し、令和5年4月に改定している。

国・県において、気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や老朽化したインフラへの対応、令和6年1月に発生した能登半島沖地震などこれまで以上に頻発するようになった大規模自然災害の教

訓、デジタル化の進展など社会情勢の著しい変化を踏まえ計画の見直しが行われている。

このことから本市においてもこれらの考え方にに基づき、計画の見直しを行い、令和8年度を始期とする石巻市国土強靱化地域計画（第2次）を策定することとした。

同計画第2章脆弱性の評価と国土強靱化の推進方針に基づき、令和8年度に実施する事業・取組について、同計画の別冊として、毎年度作成するもの。

(1) 主な内容

【計画に基づき実施する主な事業の概要】

令和8年度実施予定事業一覧

施策分野

○行政機能・情報通信等-----	3事業	
○住宅・都市-----	22事業	
○保健福祉医療-----	1事業	
○環境-----	1事業	
○農林水産-----	5事業	
○交通・物流-----	11事業	
○市土保全-----	9事業	
○リスクコミュニケーション・地域づくり-----	8事業	計60事業

(2) 今後の予定

令和8年3月下旬 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業【令和8年度実施予定事業】（別冊）作成、市ホームページ掲載

3 石巻市子ども読書活動推進委員会の廃止及び石巻市子ども読書活動推進懇談会の設置について（教育委員会）

本市では、子どもの読書活動の推進を図るため、平成19年10月に「石巻市子ども読書活動推進委員会」を設置し、「石巻市子ども読書活動推進計画」の策定や計画に基づく施策の協議、連絡調整のほか、同計画の進捗管理等を行ってきた。

今般、「第3次石巻市生涯学習推進計画」を策定するに当たり、これまで別策定としていた「石巻市子ども読書活動推進計画」を一体的に策定することとしたところであるが、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、更なる子どもの読書活動の推進が必要となっている。

これまで庁内関係課（かい）長で構成していた「石巻市子ども読書活動推進委員会」を廃止し、学校教育関係者、社会教育関係者のほか、子ども読書活動を推進するものを構成員に含めた「石巻市子ども読書活動推進懇談会」を設置し、多様な意見を踏まえた子ども読書活動を推進するもの。

(1) 主な内容

【意見を求める事項】

- ア 子どもの読書活動の実施に係る進捗状況の検証に関すること。
- イ 関係団体の連携・協力に関すること。

ウ その他子どもの読書活動の推進に関すること。

【構成員】

子どもの読書活動の推進に関係する者のうちから15人以内で教育長が選任した者をもって組織する。

ア 学校教育関係者

イ 社会教育関係者

ウ 子ども読書活動を推進するもの

エ 子どもの読書活動推進に係る関係課（かい）長

オ その他、教育長が必要と認める者

【選任期間】

選任の日から2年とし、構成員が欠けた場合における後任者の選任期間は、前任者の残任期間とする。

(2) 今後の予定

令和8年4月 石巻市子ども読書活動推進委員会設置要綱廃止
（施行予定年月日：令和8年4月1日）

石巻市子ども読書活動推進懇談会設置要綱制定
（施行予定年月日：令和8年4月1日）

5月 令和8年度第1回 石巻市子ども読書活動推進懇談会開催

4 石巻市立学校体育施設の利用方法等の見直しについて（教育委員会）

本市では、団体からの利用申請により、学校体育施設（体育館及び校庭）を学校行事や部活動等の学校教育上支障のない場合に限り、無料で開放している。

これまで利用については年間を通した利用のみを想定していたが、練習試合をはじめ、地域や子ども会のスポーツイベント等の一時利用が一定数あり、利用許可の判断を各学校長判断としていた。

また、年に数回程度の利用であっても年間利用として学校施設の利用登録を行う団体もあり、新規利用が難しい状況にあったほか、団体利用時の人身、物損事故の報告について、内規により対応していた。

学校体育施設の一時的な利用を明確にすることで、より多くの団体が利用できるようにするとともに、利用時の人身、物損事故の報告など、必要な事項を定めるほか、文言を整理することで、さらなる市民の体育・スポーツの推進を図るもの。

(1) 主な内容

ア 一時利用の追加

他の登録団体が定期利用していない場所及び時間に限り、一時的に学校施設の利用を希望する団体の利用を許可する。

イ 事故等の報告

施設利用中に人身、物損の事故があった場合、当該学校及び教育委員会への報告を求める。

ウ 登録団体の登録内容の変更

代表者等の変更が生じた場合、速やかに教育委員会への届出を求める。

(2) 今後の予定

令和8年4月 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和8年4月1日)
4月～ 市ホームページ等で周知

5 石巻市芸術文化センター名誉館長の再任について（教育委員会）

石巻市芸術文化センターでは、令和5年1月1日に林家たい平氏を名誉館長に委嘱し、これまで、「まきあーと寄席」の開催など、石巻市芸術文化センターの魅力の発信や、本市の芸術文化の振興、創造及び交流に幅広く貢献いただいているが、名誉館長の任期が令和8年3月31日をもって満了となる。

林家たい平氏を石巻市芸術文化センター名誉館長に再任するもの。

(1) 主な内容

ア 再任者 林家 たい平（令和8年4月1日付け）

イ 任期 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
(再任を妨げず、任期終了前に再任の確認を行う。)

ウ 職務

- ① 石巻市芸術文化センターに関する助言及び協力
- ② 石巻市芸術文化センターの普及啓発等のために、特に必要と認める業務
- ③ 石巻市芸術文化センターが行う行事、イベント等への参加及び協力

エ 報酬等

- ① 無報酬とする。
(ただし、上記の職務を行う場合は、予算の範囲内において謝金及び費用弁償を支給することができる。)
- ② 石巻市芸術文化センターに関する情報誌及び資料等を提供する。

(2) 今後の予定

令和8年4月 石巻市芸術文化センター名誉館長の委嘱

【その他】

- ・ 自転車利用時の安全確保に係る対応について（工藤副市長）
- ・ 市長挨拶（市長）

以上